第2回

一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定委員会

【開催日時】

令和5年10月30日(月曜日) 9:00~10:15

【開催場所】

一宮市役所本庁舎11階 1101·1102会議室

【出席者名簿】

別紙参照

【傍聴人】

1名

【議事内容】

- 1. 開催挨拶
- 2. 議事「一宮市都市計画に関する基本的な方針(素案)について」(事務局)
- ■第1回改定委員会における意見への対応について
- ○意見なし

■都市計画マスタープラン素案について

- ○スマートインターチェンジの利用者層はどのように想定をしているか。
- ⇒既に産業拠点が位置づけられており、一宮 IC から小牧 IC 間においてスマートインターチェンジの必要性を検討した結果、尾張一宮パーキングエリア周辺を優先検討箇所として位置づけている。交通の誘導が図られ、渋滞解消や地域の方の利用のためにも必要であると考える。利用者層については、広域的な利用を考えており、地方や周辺地域の住民のほか、物流等も含んだ産業関係での利用も想定している。
- ○序論「都市計画マスタープランについて」の4 都市計画マスタープランの位置づけと構成の中で、主な関連計画を整理されているが、その中に一宮市地域福祉計画と一宮市子ども・子育て支援事業計画も含まれている。今回、この2つの計画も踏まえての変更になると思うが、各所のまちづくり方針にはハード整備が多く、福祉や子育てに関する計画との関連性が記載されていないように思える。どのような考え方のもとに書かれているのか。
- ⇒ソフト施策については、具体的な施策や手法など1歩踏み込んだ内容になるため、関連計画で具体的な施策を整理し、都市計画マスタープランの方針では、大枠の整合性を図るという観点の記載にとどめている。
- ○福祉や子育てに関する計画の中でも、まちづくりの方針に落とし込むべき重要なことがあれば記載すべきではないか。
- ⇒立地適正化計画で検討していくことが適切だと考えている。防災指針を検討する際に、関係各課に意見を聞きながら修正等必要な部分があれば検討していく。

- ○地域によっては大きなスーパーに乳児や幼児が沢山いる。そういった地域が住み良いまちなのだと思う。
- ⇒立地適正化計画の方針として、子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくりを目指している。
- ○第2章「全体構想」の5 部門別の方針の中で、市街化調整区域の土地利用の方針に都市計画法第34条12号に基づく条例の活用について追記しているが、追記した経緯とどのような状況を想定しているのかを教えてほしい。
- ⇒将来において市街化調整区域の著しい人口減少が見込まれ、既存集落のコミュニティ維持が困難になることが想定される。その対策として、都市計画法第34条12号に基づく条例を活用し、地域コミュニティや公共交通ネットワークの維持を図りたいという狙いがある。
- ○条例を制定することによって、何ができるか説明いただきたい。
- ⇒現段階では条例の具体な内容の提示はできないが、既存集落の維持が必要な場所に区域を限定し、住 宅系として活用ができるようなものを考えている。
- ○第34条12号の条例を改正し既存集落の維持などに活用することになると思うが、現状でも市街化調整区域地区計画の運用はできる。確かに全体的に人口は減少していくが、市街化調整区域でもDIDの増減はあるため、どこを維持するのかを明示したうえで運用するべきであり、「地元の人に限定」などの文言を入れるなど、属人的な運用をしっかりと検討していただく必要があるのではないか。
- ○第2章「全体構想」5 部門別の方針の(5)環境形成の方針について、一宮市では気候変動対策アクションプラン 2030 を今年度8月に策定しており、温室効果ガスや C02 排出量削減の目標値を掲げている。スマートインターチェンジや郊外部の公園整備でも道路の影響があり、都市全体の C02 排出量は増加していく。10年、20年スパンで、それをどうやって減らしていくのか、都市計画やまちづくりでも関連づけて考えることも必要ではないか。本改定の際には、どこで発生するかといった議論をしていく必要があるのではないか。
- ⇒本改定の際には、環境についての内容の詳細な検討ができればと思う。
- ○太陽光発電としての土地利用が良いかどうかという議論もある。どのように考えているのか。
- ⇒市街化調整区域での太陽光発電としての活用が散見されるが、関係の部署と調整しながら作っていき たいと考えている。本改定の際には、まちづくりの観点からも議論していきたい。
- 3. 今後の改定スケジュールについて
 - ○立地適正化計画の中で防災指針等を検討していくと思うが、農水省によるかんがい施設等の農業施設の排水機能を持った大規模なものもあるため、序論「都市計画マスタープランについて」の4 都市計画マスタープランの位置づけと構成の中への記載を考慮してはどうか。
 - ⇒総合治水計画は国、県の事業等も含んだものになっている。防災指針の策定にあたっては国、県から情報をいただきながら検討したいと思っている。

⇒:事務局回答